



【交付書面】

2023年度報告書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

東京電力ホールディングス株式会社

証券コード：9501

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループの業績

当年度における当社グループを取り巻く経営環境は、燃料価格や卸電力市場価格の低下がみられたものの、円安の継続や資材価格の高騰などにより、依然として厳しい状況が続いております。こうした状況のもと、当社グループは、経営の効率化や電気料金の見直しにより収益基盤の安定化をはかるとともに、カーボンニュートラルや防災を軸とした新たなエネルギーサービス事業を展開するなど、事業環境の変化に対応できる柔軟な事業構造への転換をすすめてまいりました。

当社グループの当年度の小売販売電力量は、主に特別高圧・高圧のお客さまが東京電力エナジーパートナー株式会社に電力需給契約を切り替えたことにより、前年度に比べ6.2%増の1,962億kWhとなりましたが、卸販売電力量が減少したことから、総販売電力量は、前年度に比べ5.8%減の2,287億kWhとなりました。

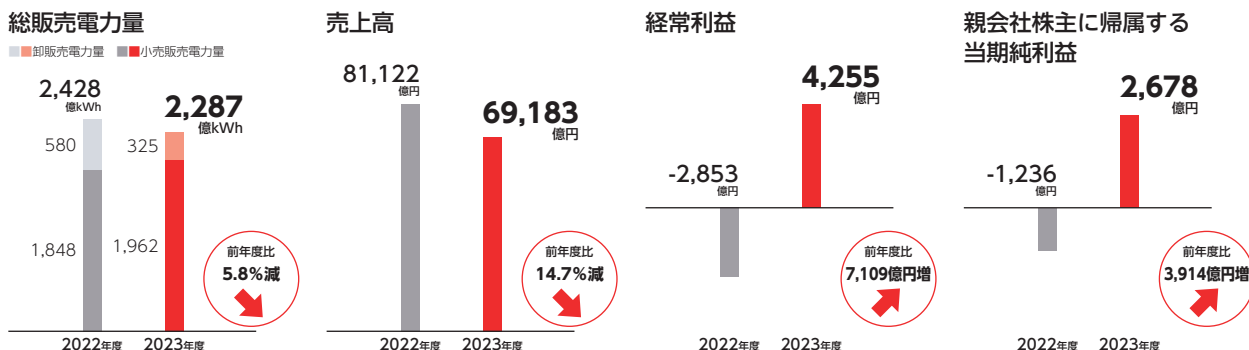
当年度の連結収支につきましては、収益面では、燃料価格や卸電力市場価格の低下等により、パワーグリッド及びエナジーパートナーにおける売り上げが減少したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ14.7%減の6兆9,183億円となり、その他の収益を加えた経常収益合計は12.0%減の7兆1,495億円となりました。

一方、費用面では、徹底したコスト削減に加え電気の調達費用が減少したことなどから、経常費用合計は前年度に比べ20.0%減の6兆7,240億円となりました。

以上により、経常利益は4,255億円となりました。

また、原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金1,389億円を特別利益として計上する一方、原子力損害賠償費と災害特別損失を合わせ2,620億円を特別損失として計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は2,678億円となりました。

当期の連結業績



(注) 当年度から調整力取引に係る会計処理を変更しており、当該変更に伴う影響額を前年度の数値にも反映しております。

事業別の状況

ホールディングス

販売電力料収入が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ11.8%増の7,085億円となりました。

一方、特別負担金を計上したことなどから、経常損益は前年度に比べ1,941億円減の1,271億円の損失となりました。



リニューアブルパワー

子会社の売上高が増加したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ1.2%増の1,581億円となりました。

一方、修繕費が増加したことなどから、経常利益は前年度に比べ13.1%減の451億円となりました。



フェュエル&パワー

持分法適用関連会社である株式会社J E R Aにおいて、燃料費調整制度の期ずれによる好転影響があったことなどから、経常利益は前年度に比べ2,052億円増の1,749億円となりました。



パワーグリッド

燃料価格や卸電力市場価格の低下により需給調整に係る売上が減少したことなどから、売上高（営業収益）は前年度に比べ22.0%減の2兆2,050億円となりました。

一方、電気の調達費用が減少したことなどから、経常利益は前年度に比べ117.8%増の1,567億円となりました。



エナジーパートナー

卸販売電力量の減少などにより、売上高（営業収益）は前年度に比べ9.9%減の5兆7,443億円となりました。

一方、燃料費等調整制度の期ずれによる好転影響があったことや、電気の調達費用が減少したことなどから、経常利益は前年度に比べ6,543億円増の3,261億円となりました。



(注) 事業別の売上高・経常利益には、事業間の取引を含んでおります。

当年度の施策

ホールディングス

主要な事業内容

●各基幹事業会社への共通サービスの提供 ●原子力発電事業

福島事業

福島復興に向けた取り組み

当社は、これまでの賠償に加え、新たに中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償などをすすめ、当年度末までに累計11兆2,524億円をお支払いいたしました。追加賠償につきましては、自治体にもご協力いただき、請求されていない方々へご請求の呼びかけを行うなど、最後のお一人まで賠償を貫徹するための取り組みをすすめてまいりました。

また、すべての特定復興再生拠点区域において避難指示が解除されるなど、復興の進展がみられるなか、地域に根差した活動を行うために、環境再生・復興推進活動の継続に加え、他の自治体に続き双葉町においても社員寮を整備いたしました。

A L P S 処理水の海洋放出

A L P S 処理水の海洋放出につきましては、国際原子力機関から国際的な安全基準に合致していると評価され、昨年8月に政府による放出開始の判断が示されたことを受けて、放出を開始しました。放出開始後も、引き続き国際原子力機関によるレビューを受け、海域モニタ

リングを強化するなど、客観性・透明性の確保に取り組み、ホームページや国内外のメディア等を通じて正確でわかりやすい情報発信に努めてまいりました。

放出開始にあたり、「新たな風評を生じさせない」という覚悟と緊張感のもと、A L P S 処理水影響対策チームを設置し、流通促進活動を加速してまいりました。特に禁輸措置による影響を強く受けているホタテを中心とした国産水産品について、消費拡大を目的とした大規模な販売イベントの開催等を通じて、社会的な応援機運の醸成に取り組みました。海洋放出にともなう被害につきましては、適切な賠償に努めてまいりました。

福島第一原子力発電所の廃炉

燃料デブリの取り出しに向けて、1号機においては、格納容器内部の状況を把握するため、小型ドローンを用いた気中部調査を実施いたしました。2号機においては、燃料デブリの試験的取り出し装置を進入させるために、格納容器に通じる作業用貫通孔内の堆積物の除去作業を実施するなど、新たに判明した現場状況に適切に対応しながら、廃炉作業を着実にすすめてまいりました。



国際原子力機関のレビューに対応し客観性・透明性を確保



新橋駅にて2日間にわたり「ホタテ祭り」を開催

経済事業

原子力発電事業の取り組み

当社は、2021年4月に原子力規制委員会から柏崎刈羽原子力発電所において燃料の移動を禁止する命令を受けた後、同委員会による検査に真摯に対応してまいりました。具体的には、核セキュリティに関する改善措置計画に基づく対策や、業務における気づきを改善につなげる是正処置プログラムの実効性を高める施策を講じ、自律的に改善する仕組みの定着をはかってまいりました。加えて、社長の直轄組織として核物質防護モニタリング室を設置し、改善措置を一過性のものとししない仕組みを構築するなど、核セキュリティの向上に取り組んでまいりました。こうした取り組みを原子力規制委員会に確認いただき、昨年12月、同命令が解除されました。

また、柏崎刈羽原子力発電所7号機の安全対策工事につきましては、総点検を実施し、未完了の安全対策工事が無いことを確認したほか、燃料装荷前までに実施する検査を行い、主要設備の構造や機能が技術基準に適合していることを確認するなど、再稼働に向けて発電設備の健全性の確認をすすめてまいりました。



核物質防護の取り組みが維持・継続されているかモニタリングを実施

持続的な成長の実現に向けた取り組み

当社は、エネルギーソリューションをはじめとするグループ各社の強みを活かして、自治体や他企業との協働のもと、カーボンニュートラルで災害に強いまちづくりをめざしてまいりました。

具体的には、再生可能エネルギーの地産地消を効果的かつ効率的に推進するエネルギーマネジメント事業に関する協定をさいたま市と締結するなど、脱炭素先行地域に選定された自治体の取り組みをサポートしてまいりました。また、小田急電鉄株式会社、出光興産株式会社とともに、鉄道沿線を再生可能エネルギーの拠点とするために、海老名エリアにおける太陽光発電設備の設置や小田急バスの電動化の検討をすすめてまいりました。

これらの施策に加え、将来の利益の柱となり得る新たな事業の創出に向け、NTTアノードエナジー株式会社とともに、蓄電所事業を実施するための会社を設立するなど、電力の供給と需要をバランスさせる調整力の脱炭素化をめざす取り組みを加速してまいりました。



群馬県嬬恋村に蓄電所を設置し調整力の脱炭素化を推進

リニューアブルパワー

主要な事業内容 ●再生可能エネルギー発電事業

再エネ発電事業の基盤強化と領域拡大

国内水力発電事業において、既設水力発電所のリパワリングを継続的に実施し、5箇所の発電所で工事を完了したほか、カイゼン活動やデジタル技術の活用等による水力発電所の運用・保守業務の高度化を推進するなど、発電電力量のさらなる増加や、事業基盤の強化に着手に取り組んでまいりました。

また、国内の洋上風力発電事業者の公募において、当社を含むコンソーシアムが長崎県西海市江島沖における事業者に選定されたほか、2022年に子会社化したイギリスのFlotation Energy社を通じて、スコットランド海域における洋上風力発電事業に必要な海底リース権の取得に向けた独占交渉権を獲得するなど、国内外における洋上風力発電事業の拡大をはかってまいりました。

さらに、秋田県湯沢市で地熱発電所開発を行う小安地熱株式会社に出資参画し、重要電源開発地点の指定を受けた地熱発電所の建設に初めて携わるなど、カーボンニュートラル社会の実現に向けた電源の多様化を推進してまいりました。



発電電力量の増加に向けて既設水力発電所のリパワリングを実施

フュエル&パワー

主要な事業内容 ●燃料・火力発電事業

供給力確保とクリーンエネルギー供給基盤の構築

燃料調達の不確実性が世界的に増大し、安定供給の重要性が高まるなか、燃料の価格高騰・調達リスクを踏まえた供給力の確保や、カーボンニュートラル達成に向けた再生可能エネルギーと低炭素火力を組み合わせたクリーンエネルギー供給基盤の構築を株式会社JERAに求めるとともに、その課題解決に向けて、同社と協働してまいりました。

株式会社JERAは、具体的な取り組みとして、JERA Global Markets社を通じたLNG調達の最適化等により燃料を安定的かつ機動的に確保したほか、最新鋭の姉崎火力発電所新2・3号機ならびに横須賀火力発電所2号機の営業運転開始など、供給力の確保に努めてまいりました。また、2035年度までに2013年度比でCO₂排出量60%以上の削減を目指す「JERA環境コミット2035」を踏まえ、水素・アンモニアへの燃料転換や、Parkwind社・株式会社グリーンパワーインベストメントの買収など、再生可能エネルギー事業もすすめております。



最新鋭の横須賀火力発電所2号機の運転を開始

パワーグリッド

主要な事業内容 ● 送配電事業

送配電ネットワークの強靱化と事業領域の拡大

電力供給の信頼度確保と低廉な託送原価水準の実現をめざし、効率的でサステナブルな事業運営に取り組むとともに、送配電ネットワークの新たな価値創造や事業領域の拡大をすすめてまいりました。

具体的には、新しい託送料金制度であるレベニューキャップ制のもと、健全な送配電ネットワークの維持と強靱性の向上に向けた取り組みをすすめ、設備保全の省力化・自動化や他社と連携した調達改革等に取り組んでまいりました。また、インフラ事業者間のさらなる相互連携によるレジリエンス強化と効率化等をめざし、全国共通のドローン航路プラットフォームの構築に向けて設立した事業体の体制を拡大いたしました。さらに、データセンターの普及を通じた電力設備の効率や持続可能性の向上等をめざし、NTTグループとデータセンターの共同開発に向けた新会社を設立したほか、イギリスの洋上風力発電所における送電事業を開始するなど、国内外で事業領域の拡大に向けた取り組みを加速してまいりました。



昨年12月に海底送電線設備の運用を開始したイギリスの洋上変電所

エネルギーパートナー

主要な事業内容 ● 小売電気事業

お客さまと社会のニーズに沿うサービスの展開

世界的なカーボンニュートラルの潮流に加え、燃料価格の変動を背景とする安定した電気料金プランへのお客さまのニーズの高まりを受けて、新たな価値の提供に取り組んでまいりました。

具体的には、特別高圧・高圧の標準メニューとして、卸電力取引所におけるスポット市場価格の変動の影響を受けない「市場調整ゼロプラン」などの電気料金プランを新設しました。

また、カーボンニュートラルの実現に取り組むお客さまや発電事業者さまと再生可能エネルギー電源の新規開発をすすめ、遠隔地の発電設備で発電された電力と環境価値をセットでお客さまに提供するサービスを推進してまいりました。虎ノ門ヒルズ 森タワー、プレナ幕張など、多くのお客さまに採用いただくとともに、複合型オフィスビルKANDA SQUAREにおいては、災害時におけるBCP対策用のエネルギーサービスも提供し、地域の防災機能の強化にも貢献してまいりました。



大型商業施設プレナ幕張に再生可能エネルギー由来の電力を供給



2. 対処すべき課題

地政学リスクの高まりや物価上昇など、当社事業に影響を及ぼす外部環境の変化が続いておりますが、当社グループは、福島への責任を貫徹するため、低廉な電気を安定的にお届けすることを基本に、賠償・廃炉に必要な資金を確保してまいります。そのうえで、さらなる利益の確保に向けて、経営の効率化により生産性の一層の向上をはかるとともに、エネルギーソリューションを提供する設備サービス事業に注力するなど、事業構造を変革し収益力を強化してまいります。こうした取り組みを着実に実行するとともに、今後の賠償、復興、廃炉の進展にあわせて、第四次総合特別事業計画に掲げた施策の進捗や検証結果を事業戦略に反映し、企業価値の向上をめざしてまいります。

ホールディングス

福島事業

「3つの誓い」に基づく賠償と復興に向けた取り組み

当社は、「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」に基づき、個別のご事情を丁寧にお伺いしながら賠償をすすめてまいります。中間指針第五次追補等を踏まえた追加賠償につきましては、請求されていない方々に対して広報活動等を通じてご請求を呼びかけるなど、着実に実施してまいります。

あわせて、新たに認定された特定帰還居住区域における環境整備の開始など、復興のステージに合わせた地域のニーズを的確にとらえ、地域に根差した活動など、復興・ご帰還に向けた取り組みをすすめてまいります。

また、異業種のパートナーとともに、福島県浜通り地域において廃炉関連産業を形成し、地元企業の参画拡大や人材育成、雇用の創出に取り組み、福島の復興に貢献してまいります。

A L P S 処理水の海洋放出

A L P S 処理水の海洋放出につきましては、今後も設備の安全な運用と品質の確保、海域モニタリングと正確な情報発信、国際原子力機関によるレビュー等を通じた透明性の確保といった取り組みを徹底することで、実施主体としての責任を果たしてまいります。国産水産品の禁輸措置に対しては、引き続き影響の実態把握に努めるとともに、販売イベント等を通じた消費拡大や事業者さまへの販路開拓のご提案等により、流通促進活動に取り組んでまいります。また、A L P S 処理水の海洋放出に伴う被害に対して、適切に賠償してまいります。



今後も国際原子力機関によるレビューへの対応を継続

安全確保を最優先とした福島第一原子力発電所の廃炉の貫徹

廃炉の根幹であり世界でも前例のない難易度の極めて高い作業である燃料デブリの取り出しに向けて、2号機においては、取り出し装置であるテレスコピック装置及びロボットアームの動作試験を実施し、作業の精度向上をはかるなど、引き続き安全を最優先に慎重に作業をすすめてまいります。今後、2号機の試験的取り出し作業によって獲得した知見等を活かして取り出し規模の拡大をはかるとともに、燃料デブリ取り出し工法評価小委員会の提言などを踏まえ、将来の大規模取り出しのための具体的なエンジニアリングに取り組んでまいります。

増設ALPS建屋内における作業員の身体汚染及び汚染水を含む水の建屋外への漏えい事案を踏まえ、外部有識者の視点を入れながら再発防止対策を講じるとともに、廃炉作業をより安全に実施できるよう設備投資や体制の強化を実行し、廃炉作業全体の安全確保と品質管理に万全を期してまいります。

経済事業

原子力発電事業の取り組み

柏崎刈羽原子力発電所においては、再稼働に向けて原子炉を含む発電設備全体の健全性を確認するなど、原子力規制委員会による確認を受けながら一つひとつの工程を着実にすすめております。健全性の確認をすすめるなかで新たに判明した事項があれば、必要な対策を確実に講じ、安全性の確保を最優先に取り組んでまいります。

また、原子力災害時の避難へのご懸念に対しては、原子力防災訓練を繰り返し行い、緊急時においても迅速かつ円滑に応急対策を講じられるよう継続的に対応力の向上をはかるとともに、自治体が作成する避難計画の実効性を高めるため、関係する自治体のみなさまのご意見を踏まえ、最大限の支援を行ってまいります。あわせて、自然災害への備えとして当社施設の活用など、住民の方々への支援についても検討をすすめてまいります。

こうした取り組みについて、発電所構内への視察の受け入れやコミュニケーションブース・説明会の開催等を通じて、地域のみなさまとの対話を積み重ね、透明性が高く信頼される発電所をめざしてまいります。

当社グループの事業戦略と収益力向上に向けた取り組み

カーボンニュートラルの実現と価格も含めた安定供給を両立するため、これまで培ってきた多様なノウハウを活かした事業構造変革を加速してまいります。具体的には、地産地消の分散型再生可能エネルギーや電化システム、蓄電池の導入等による設備サービス事業をすすめ、エネルギーコストの削減やカーボンニュートラルの実現などのお客さまのニーズにお応えしてまいります。さらには、当社の強みの一つであるエネルギーマネジメントにより、地域単位でのエネルギー需給の安定化を実現し、防災機能を備えたまちづくり事業を推進してまいります。こうした環境性と経済性を追求したトータルソリューションを通じて、多様な地域課題の解決に取り組み、お客さまのご期待を超える価値の創造を実現してまいります。

リニューアブルパワー

引き続き、国内水力発電所のリパワリングによる発電電力量の増加や、河川流量予測技術などを用いた効率的なダム運用に取り組み、貴重な水資源を最大限に活かした安定的かつ低廉な電気の供給をはかってまいります。また、国内水力発電事業で培った土木構造物の点検方法や設備の不具合リスクへの対処等に関する知見を活かし、海外においても、出資先事業者と連携した効率的な水力発電所の運営を推進してまいります。

洋上風力発電事業につきましては、長崎県西海市江島沖での事業開始に向けた準備を着実にすすめるほか、地域に根差した着床式洋上風力発電の案件を積み上げ、国内外における事業拡大に向けた競争力強化に取り組んでまいります。加えて、浮体式洋上風力発電につきましても、国内での研究開発や海外での実証参画によって得た知見をもとに、技術の早期確立に努めてまいります。



浮体式洋上風力発電技術に関する海外での実証試験に参画

フュエル&パワー

株式会社J E R Aを取り巻くグローバルな事業環境は、カーボンニュートラルの潮流の加速や燃料価格の不安定化・高騰リスクなど、急激に変化しています。これを踏まえ、同社は供給力の確保及び「J E R Aゼロエミッション2050」に向けた再生可能エネルギーの開発・導入や水素・アンモニア等を組み合わせたゼロエミッション火力発電の実現に向けた取り組みを行っています。

東京電力フュエル&パワー株式会社は、株式会社J E R Aにおけるこのような課題に対して、事業計画の策定への関与と事業計画の進捗に対するモニタリング等による質の高いコミュニケーションを通じ、その課題への対策が株式会社J E R Aの施策に随時、柔軟に反映されるよう、支援・監督してまいります。また、本年1月に発生した武豊火力発電所における火災事故に対しましては、株式会社J E R Aにおける原因究明や再発防止対策の策定及び着実な対策の実行と早期復旧を注視してまいります。



碧南火力発電所4号機においてアンモニアへの燃料転換の実証試験を開始

パワーグリッド

電力需要の減少により託送事業の規模・収入が伸び悩む可能性がある一方、経年化が進んだ設備について、カーボンニュートラルの促進や地域のレジリエンス強化など送配電ネットワークに対する新たな要請や、施工力確保・材料調達に関する課題も踏まえながら、設備の保全や拡充等を効率的にすすめる必要があります。こうした状況下でも、安定的かつ低廉な電力供給を確保するため、送配電ネットワークを健全な状態で効率的に維持し続け、その強靭性を高めるとともに、他業種を含めた事業者との協業・連携等を通じて、新たな価値創造に挑戦してまいります。

また、情報漏えい等により一般送配電事業者の信頼が損なわれている事態を重く受け止め、引き続き内部統制システムの一層の強化をはかり、一般送配電事業の中立性・信頼性を確保してまいります。



安定的かつ低廉な電力供給に向けて計画的・効率的な設備形成を推進

エナジーパートナー

燃料価格の変動等に対応して、お客さまのエネルギーコストの安定化、電力の安定供給の確保及びカーボンニュートラルの同時達成を実現しつつ、利益を確保してまいります。

具体的には、太陽光発電設備と蓄電池の組み合わせなどにより、再生可能エネルギーを最大限活用した地産地消ビジネスを展開し、省コストとカーボンニュートラルの推進に取り組んでまいります。

また、安定供給と電源コストの最適化に向けて、デマンドレスポンスを推進してまいります。法人分野においては、デマンドレスポンスに対応する機器の導入サポートを提供し、家庭用分野においては、エコキュートの活用などにより、電力供給が電力需要を上回りやすい時期の昼間帯に需要を創出・シフトするほか、サービスの拡充に向けて蓄電池の充電・放電を遠隔制御する技術を実証してまいります。



エコキュートの昼間稼働を推奨し、再生可能エネルギーの有効活用を推進

3. 設備投資の状況

① 設備投資額

事業区分	金額 (億円)
ホールディングス	3,399
リニューアブルパワー	387
フュエル&パワー	－
パワーグリッド	3,708
エナジーパートナー	195
内部取引消去	△ 39
合計	7,651

② 建設中の主な設備 (2024年3月31日現在)

■ リニューアブルパワー

発電設備

名称	出力 (万kW)
(水力)	
葛野川発電所	40
神流川発電所	188

■ パワーグリッド

送電設備

名称	電圧 (kV)	亘長 (km)
千葉印西線 (地中線, 新設)	275	10.5
城北線 (地中線, 新設)	275	20.9

変電設備

名称	電圧 (kV)	出力 (万kVA)
千葉印西変電所 (新設)	275	60

4. 資金調達の状況

① 社債

発行による収入	6,626億円
償還による支出	5,138億円

② 借入金

借入による収入	5兆7,070億円
返済による支出	5兆3,102億円

③ コマーシャル・ペーパー

発行による収入	900億円
償還による支出	920億円

5. 財産及び損益の状況の推移

区分		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (当年度)
売上高	(億円)	58,668	53,099	81,122	69,183
経常利益	(億円)	1,898	422	△ 2,853	4,255
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	1,808	29	△ 1,236	2,678
1株当たり当期純利益	(円)	112.90	1.82	△ 77.17	167.18
総資産	(億円)	120,931	128,383	135,630	145,954

6. 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金 (億円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
ホールディングス			
東電不動産株式会社	78.3	100	不動産の賃貸借, 管理
株式会社テプコシステムズ	3.5	100	コンピュータ機器による情報処理, ソフトウェアの開発及び保守
東京パワーテクノロジー株式会社	1	100	発電設備, 環境保全設備等の補修, 運転
東電設計株式会社	0.4	100	発電, 送電, 変電設備等の設計, 工事監理
リニューアブルパワー			
東京電力リニューアブルパワー株式会社	10	100	再生可能エネルギー発電事業
東京発電株式会社	125	80	発電及び電気の販売
フュエル&パワー			
東京電力フュエル&パワー株式会社	300	100	燃料・火力発電事業
パワーグリッド			
東京電力パワーグリッド株式会社	800	100	送配電事業
東電タウンプランニング株式会社	1	100	配電設備の設計, 保守, 電柱等を媒体とする広告の請負
東京電設サービス株式会社	0.5	100	送電, 変電設備等の保守
テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社	0.1	100	電気料金等に関する情報処理サービス
東電物流株式会社	0.5	80	電力用資機材の販売, 保管, 輸配送
エネルギーパートナー			
東京電力エネルギーパートナー株式会社	2,600	100	小売電気事業
株式会社ファミリーネット・ジャパン	4.9	100	マンション向けインターネット接続サービス, 一括受電サービス
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	4.9	100	省エネルギーサービス
テプコカスタマーサービス株式会社	0.1	100	電気の販売

(注) 当社の出資比率には、子会社を通じた間接保有を含んでおります。

7. 当社及び重要な子会社の主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 主要な事業所

■ ホールディングス

会社名	所在地
東京電力ホールディングス株式会社 (当社)	
本社	東京都千代田区
福島復興本社	福島県双葉郡 双葉町
新潟本社	新潟県新潟市
東電不動産株式会社	東京都中央区
株式会社テプコシステムズ	東京都江東区
東京パワーテクノロジー株式会社	東京都江東区
東電設計株式会社	東京都江東区

■ リニューアブルパワー

会社名	所在地
東京電力リニューアブルパワー株式会社	東京都千代田区
東京発電株式会社	東京都台東区

■ フュエル&パワー

会社名	所在地
東京電力フュエル&パワー株式会社	東京都千代田区

■ パワーグリッド

会社名	所在地
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区
東電タウンプランニング株式会社	東京都港区
東京電設サービス株式会社	東京都台東区
テプコ・ソリューション・アドバンス株式会社	東京都港区
東電物流株式会社	東京都品川区

■ エナジーパートナー

会社名	所在地
東京電力エナジーパートナー株式会社	東京都千代田区
株式会社ファミリーネット・ジャパン	東京都港区
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	東京都品川区
テプコカスタマーサービス株式会社	東京都港区

② 主な発電所

■ ホールディングス

会社名	区分	発電所名	所在地
東京電力ホールディングス株式会社 (当社)	原子力	柏崎刈羽	新潟県

■ リニューアブルパワー

会社名	区分	発電所名	所在地
東京電力リニューアブルパワー株式会社	水力 (出力10万kW以上)	鬼怒川, 今市, 塩原	栃木県
		矢木沢, 玉原, 神流川	群馬県
		葛野川	山梨県
		秋元	福島県
		安曇, 水殿, 新高瀬川	長野県
		中津川第一, 信濃川	新潟県

8. 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

事業区分	使用人数 (名)
ホールディングス	12,943
リニューアブルパワー	1,607
フュエル&パワー	0
パワーグリッド	20,356
エナジーパートナー	3,277
合計	38,183

9. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (億円)
株式会社三井住友銀行	7,574
株式会社日本政策投資銀行	5,793
株式会社みずほ銀行	3,459
株式会社三菱UFJ銀行	2,499
日本生命保険相互会社	2,160
第一生命保険株式会社	1,956

2 株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 ……………141億株

2. 発行可能種類株式総数

普通株式 ……………350億株
 A種優先株式 ……………50億株
 B種優先株式 ……………5億株

3. 発行済株式の総数

普通株式 ……………16億701万7,531株
 A種優先株式 ……………16億株
 B種優先株式 ……………3億4,000万株

4. 株主数

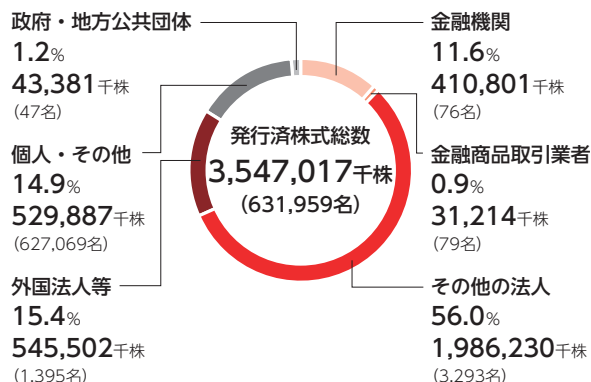
普通株式 ……………63万1,958名
 A種優先株式 ……………1名
 B種優先株式 ……………1名

5. 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)				出資比率 (%)
	普通株式	A種優先株式	B種優先株式	合計	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	—	1,600,000	340,000	1,940,000	54.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	214,448	—	—	214,448	6.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	80,390	—	—	80,390	2.27
東京電力グループ従業員持株会	50,664	—	—	50,664	1.43
東京都	42,676	—	—	42,676	1.20
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	39,527	—	—	39,527	1.12
株式会社三井住友銀行	35,927	—	—	35,927	1.01
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	30,670	—	—	30,670	0.87
日本生命保険相互会社	26,400	—	—	26,400	0.75
JP MORGAN CHASE BANK 385781	21,367	—	—	21,367	0.60

(注) 出資比率は、自己株式 (普通株式3,342,511株) を控除して計算しております。

所有者別株式保有状況



3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の氏名等

① 取締役（2024年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
こばやし よし みつ 小林 喜 光	取締役会長	指名委員長、監査委員、報酬委員 株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役
おおやぎ しげ お 大八木 成 男	取締役	報酬委員長、指名委員 アサヒグループホールディングス株式会社社外監査役
おお にし しょういちろう 大 西 正一郎	取締役	指名委員、監査委員 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役社長執行役員、 フロンティア・キャピタル株式会社代表取締役社長、 FCDパートナーズ株式会社代表取締役、弁護士
しん かわ あさ 新 川 麻	取締役	指名委員、報酬委員 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士、任天堂株式会社社外取締役
おお かわ じゅん こ 大 川 順 子	取締役	監査委員、報酬委員 株式会社商工組合中央金庫社外取締役、KDDI株式会社社外取締役、 朝日放送グループホールディングス株式会社社外取締役
なが たか し 永 田 高 士	取締役	監査委員 公認会計士
こばやかわ とも あき 小早川 智 明	取締役	指名委員
やま ぐち ひろ ゆき 山 口 裕 之	取締役	
さか い だい すけ 酒 井 大 輔	取締役	東京電力フュエル&パワー株式会社代表取締役社長
こ じま ちから 児 島 力	取締役	
ふく だ とし ひこ 福 田 俊 彦	取締役	
よし の しげ ひろ 吉 野 栄 洋	取締役	指名委員 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長
もり や せい じ 守 谷 誠 二	取締役	監査委員長

- (注) 1. 小林喜光氏、大八木成男氏、大西正一郎氏、新川麻氏、大川順子氏及び永田高士氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、小林喜光氏、大八木成男氏、大西正一郎氏、大川順子氏及び永田高士氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。なお、新川麻氏については、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準及び当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしておりますが、独立役員として届出は行っておりません。
2. 守谷誠二氏は当社の最高財務責任者としての経験を有しており、また、大西正一郎氏は弁護士として、永田高士氏は公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査が実効的に行われることを確保するために、当社における業務経験の豊富な守谷誠二氏を常勤の監査委員に選定しております。

② 執行役（2024年3月31日現在）

氏名			地位	担当及び重要な兼職の状況
こばやかわ 小早川	とも 智	あき 明	代表執行役 社長	業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 核物質防護モニタリング室、 新経営理念プロジェクト本部事務局、浜通り廃炉産業プロジェクト室、立地地域室担当
やま 山	ぐち 口	ひろ 裕	代表執行役 副社長	業務全般 最高財務責任者兼ESG担当 企画室（収支・財務領域）、ESG推進室、 経理室、ビジネスソリューション・カンパニー担当
さか 酒	い 井	だい 大	代表執行役 副社長	業務全般 経営企画担当（共同） 企画室、系統広域連系推進室、 グループ事業管理室、JERA管理室担当
さ 佐	い 伯	みつ 光	執行役 副社長	最高労務人事責任者 人財統括プロジェクト室、組織・労務人事室、総務・法務室担当
こ 児	じま 島	ちから 力	執行役 副社長	最高イノベーション責任者兼事業再構築・アライアンス担当兼ビジネスディベロップメ ント室長 投資統括室、海外事業室担当
ふく 福	だ 田	とし 俊	執行役 副社長	原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長
お 小	の 野	あきら 明	執行役 副社長	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者兼原子力・ 立地本部副本部長
せき 関	とも 知	みち 道	常務執行役	最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者 DXプロジェクト推進室、 システム統括室、技術統括室、土木・建築統括室、セキュリティ統括室、 経営技術戦略研究所担当 株式会社テプコンシステムズ代表取締役会長
なが 長	さき 崎	もも 桃	常務執行役	最高マーケティング責任者兼エリアエネルギーイノベーション事業室長 EV推進室、 蓄電池ビジネス室担当 東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長
ふし 伏	み 見	やす 保	常務執行役	防災・安全統括兼最高カイゼン責任者 安全推進室、カイゼン推進室担当
きし 岸	の 野	まさ 真	常務執行役	最高リスク管理責任者兼秘書室長 内部監査室担当
よし 吉	だ 田	たか 貴	常務執行役	最高イノベーション責任者補佐兼チーフ・スポークスパーソン 原子力安全監視室、 広報室担当
たか 高	はら 原	かず 一	常務執行役	福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 株式会社Jヴィレッジ代表取締役副社長
きつ 橘	た 田	まさ 昌	常務執行役	新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長
そつ 宗	いっ 一	せい 誠	常務執行役	原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長
いな 稻	がき 垣	たけ 武	常務執行役	原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力改革担当兼新潟本部
よし 吉	の 野	しげ 栄	執行役	会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同）
むら 村	まつ 松	あき 明	執行役	カーボンニュートラル・防災支援担当

(注) 1. 小早川智明氏、山口裕之氏、酒井大輔氏、児島力氏、福田俊彦氏及び吉野栄洋氏は、取締役を兼務しております。

2. 取締役を兼務する執行役の重要な兼職の状況については、「①取締役」の表に記載しております。
3. 佐伯光司氏及び高原一嘉氏は、2024年3月31日、執行役を辞任いたしました。

(ご参考)

2024年4月1日付の執行役の状況は、次のとおりであります。

執行役

氏名	地位	担当
こばやかわ とも あき 小早川 智 明	代表執行役員 社長	業務全般 原子力改革特別タスクフォース長 核物質防護モニタリング室、 新経営理念プロジェクト本部事務局、浜通り廃炉産業プロジェクト室、立地地域室担当
やま やま ひろ ゆき 山 口 裕 之	代表執行役員 副社長	業務全般 最高財務責任者兼ESG担当 企画室（収支・財務領域）、ESG推進室、 経理室担当
さか い だい すけ 酒 井 大 輔	代表執行役員 副社長	業務全般 経営企画担当（共同） 企画室、系統広域連系推進室、 グループ事業管理室、JERA管理室担当
こ じま ちから 児 島 力	執行役員 副社長	最高イノベーション責任者兼事業再構築・アライアンス担当兼ビジネスディベロップメン ト室長 投資統括室、海外事業室担当
ふく だ とし ひこ 田 俊 彦	執行役員 副社長	原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長
お の あきら 小 野 明	執行役員 副社長	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者兼原子力・ 立地本部副本部長
あき もと のぶ ひで 秋 本 展 秀	常務執行役員	福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長
せき とも みち 関 知 道	常務執行役員	最高情報責任者兼最高情報セキュリティ責任者 DXプロジェクト推進室、 システム統括室、技術統括室、土木・建築統括室、セキュリティ統括室、 経営技術戦略研究所担当
なが さき もも こ 長 崎 桃 子	常務執行役員	最高マーケティング責任者兼エリアエネルギーイノベーション事業室長 EV推進室、 蓄電池ビジネス室担当
ふし み やす のり 伏 見 保 則	常務執行役員	防災・安全統括兼最高カイゼン責任者 安全推進室、カイゼン推進室担当
まし の まさ ゆき 岸 野 真 之	常務執行役員	最高リスク管理責任者兼秘書室長 内部監査室担当
よし だ たか ひこ 吉 田 貴 彦	常務執行役員	最高イノベーション責任者補佐兼チーフ・スポークスパーソン 原子力安全監視室、 広報室担当
むら まつ あき のり 村 松 明 典	常務執行役員	首都圏・立地地域連携担当兼カーボンニュートラル・防災支援担当 エリアエネルギーイノベーション事業室（共同）担当
しのぶ よし ひこ 忍 義 彦	常務執行役員	最高労務人事責任者 人財統括プロジェクト室、組織・労務人事室、 総務・法務室、ビジネスソリューション・カンパニー担当
きつ た まさ や 橋 田 昌 哉	常務執行役員	新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長
そう いっ せい 宗 一 誠	常務執行役員	原子力・立地本部青森事業本部長兼原子力・立地本部副本部長

いな 稲	がき 垣	たけ 武	ゆき 之	常務執行役	原子力・立地本部柏崎刈羽原子力発電所長兼原子力改革担当兼新潟本部
---------	---------	---------	---------	-------	----------------------------------

よし 吉	の 野	しげ 栄	ひろ 洋	執行役	会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同）
---------	--------	---------	---------	-----	----------------------

(注) 小早川智明氏、山口裕之氏、酒井大輔氏、児島力氏、福田俊彦氏及び吉野栄洋氏は、取締役を兼務しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第29条第2項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間で、同法第423条第1項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。

3. 補償契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を取締役及び執行役全員との間で締結し、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。ただし、当社が各取締役又は各執行役に対して責任追及等を行う場合（株主代表訴訟による場合を除きます。）の費用等については当社が補償義務を負わないこととするとともに、各取締役又は各執行役がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことが判明した場合等には当社が補償金の返還を請求できることとしております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役及び執行役員並びに東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力フェUEL&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は当社が全額を負担しております。

5. 報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	25	25	－	1
執行役	582	399	182	16
社外取締役	87	87	－	8

- (注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給しておりませんので、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めておりません。
2. 業績連動報酬の算定にあたっては、報酬委員会が定める取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針のもと、第四次総合特別事業計画の目標達成に向けて、執行役が意欲と責任を持って取り組み、その成果が適切に反映できるよう、業績連動報酬の指標には、会社業績（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく特別負担金額を控除する前の連結経常利益及びCO₂排出削減量）及び個人業績（各担当部門のKPI等）を設定しております。支給額については、目標達成時を支給率100%として、0~300%の範囲で変動し、以下のとおり算定のうえ、報酬委員会において決定しております。
- 会社業績：達成度を基準額に乗じて算定
個人業績：達成度又は報酬委員会による評価に応じた割合を基準額に乗じて算定
業績連動報酬の指標に関する実績については、概ね目標を達成しております。なお、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく特別負担金額を控除する前の連結経常利益は6,555億円となりました。個人業績については、個人ごとに設定されたKPI等に基づき評価を行い、概ね目標を達成しております。

6. 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

①方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定に基づき、社外取締役で構成される報酬委員会において、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。

②取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の主な職務は、福島第一原子力発電所事故の責任を全うし、世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで、企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため、「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること、責任と成果を明確にすること、業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお、経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ、取締役と執行役の報酬は別体系とする。また、取締役と執行役を兼務する役員に対しては、執行役としての報酬のみを支給する。

a. 取締役報酬

取締役報酬は、基本報酬のみとする。

基本報酬：常勤・非常勤の別、所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

b. 執行役報酬

執行役報酬は、基本報酬及び業績連動報酬とする。業績連動報酬の割合は、他企業等における割合を勘案して設定する。

基本報酬：役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

業績連動報酬：役職位、代表権の有無及び職務の内容に応じた割合を設定する。また、会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

c. 支給水準

当社経営環境に加え、他企業等における報酬水準、従業員の処遇水準等を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

③取締役及び執行役の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当年度の実績及び執行役の報酬等の内容は、社外取締役で構成される報酬委員会において上記方針を踏まえて審議を行い決定しております。具体的には、当年度の実績及び執行役の報酬水準及び報酬構成並びに執行役の業績連動報酬の支給額について、報酬委員会において9回にわたり審議を行いました。なお、報酬委員会において執行役に対する業績連動報酬の支給額を決定するにあたっては、当年度の会社業績及び各執行役の担当部門のKPI等の個人業績の達成度を考慮しております。

報酬委員会といたしましては、こうした経緯により決定された当年度の実績及び執行役の報酬等の内容は、上記方針に沿うものであると判断しております。

7. 社外取締役の主な活動状況

氏名	出席状況	発言状況及びその他の活動状況
こばやし よし みつ 小林 喜 光	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 19/19回 (100%) ■ 指名委員会 : 6/6回 (100%) ■ 監査委員会 : 20/20回 (100%) ■ 報酬委員会 : 6/6回 (100%) 	主に企業経営者としての経験や見識を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。
おおやぎ しげ お 大八木 成 男	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 19/19回 (100%) ■ 指名委員会 : 6/6回 (100%) ■ 報酬委員会 : 6/6回 (100%) 	主に企業経営者としての経験や見識を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。
おお にし しょういちろう 大 西 正一郎	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 18/19回 (95%) ■ 指名委員会 : 6/6回 (100%) ■ 監査委員会 : 20/20回 (100%) 	主に企業経営者及び弁護士としての経験や見識、専門知識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会及び監査委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。
しん かわ あさ 新 川 麻	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 19/19回 (100%) ■ 指名委員会 : 6/6回 (100%) ■ 報酬委員会 : 5/5回 (100%) 	主に弁護士としての経験や専門知識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。
おお かわ じゅん こ 大 川 順 子	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 15/15回 (100%) ■ 監査委員会 : 15/15回 (100%) ■ 報酬委員会 : 5/5回 (100%) 	主に企業経営者としての経験や見識を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会並びに監査委員会及び報酬委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。
なが た たか し 永 田 高 士	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会 : 15/15回 (100%) ■ 監査委員会 : 15/15回 (100%) 	主に公認会計士としての経験や専門知識等を活かして業務執行を監督する役割を期待しているところ、取締役会及び監査委員会において、当該経験等を活かして必要な発言や提言等を行っております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	190百万円
②当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額	578百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査実施状況等を確認したほか、社内関係部署及び会計監査人の双方から、監査日数、報酬算定のプロセス等について聴取し、それらについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等に同意いたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、連結財務諸表の英文表記に関する助言業務等を委託し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査委員会は、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

(ご参考) 当社グループのESGに関する取り組み

当社グループのESG情報や統合報告書はこちらからご覧ください。

環境・社会・ガバナンス (ESG) 情報

<https://www.tepco.co.jp/about/esg/>



統合報告書

https://www.tepco.co.jp/about/esg/integrated_report-j.html



連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
固定資産	11,972,501
電気事業固定資産	5,640,557
水力発電設備	389,485
原子力発電設備	1,024,768
送電設備	1,349,427
変電設備	632,126
配電設備	2,110,196
その他の電気事業固定資産	134,551
その他の固定資産	269,795
固定資産仮勘定	1,877,056
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,456,980
原子力廃止関連仮勘定	89,693
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	330,382
核燃料	579,366
装荷核燃料	81,133
加工中等核燃料	498,233
投資その他の資産	3,605,725
長期投資	136,614
関係会社長期投資	1,728,705
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	603,532
廃炉等積立金	673,173
退職給付に係る資産	186,359
その他	278,410
貸倒引当金(貸方)	△ 1,070
流動資産	2,622,978
現金及び預金	1,242,542
受取手形、売掛金及び契約資産	636,302
棚卸資産	121,615
その他	636,408
貸倒引当金(貸方)	△ 13,890
合 計	14,595,480

科 目	金 額
負債及び純資産の部	
固定負債	6,386,451
社債	3,065,000
長期借入金	66,406
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	11,277
特定原子力施設炉心等除去引当金	160,572
災害損失引当金	582,837
原子力損害賠償引当金	642,910
退職給付に係る負債	309,783
資産除去債務	1,086,530
その他	461,133
流動負債	4,671,006
1年以内に期限到来の固定負債	542,243
短期借入金	2,636,216
支払手形及び買掛金	388,920
未払税金	90,079
その他	1,013,546
負債合計	11,057,458
株主資本	3,257,632
資本金	1,400,975
資本剰余金	756,317
利益剰余金	1,108,857
自己株式	△ 8,516
その他の包括利益累計額	253,630
その他有価証券評価差額金	27,319
繰延ヘッジ損益	39,840
土地再評価差額金	△ 2,926
為替換算調整勘定	169,573
退職給付に係る調整累計額	19,824
非支配株主持分	26,759
純資産合計	3,538,022
合 計	14,595,480

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
費用の部		収益の部	
営業費用	6,639,532	営業収益	6,918,389
電気事業営業費用	6,092,378	電気事業営業収益	6,329,614
その他事業営業費用	547,154	その他事業営業収益	588,774
営業利益	(278,856)		
営業外費用	84,506	営業外収益	231,176
支払利息	57,959	受取配当金	657
その他	26,547	受取利息	909
		持分法による投資利益	202,181
		その他	27,426
当期経常費用合計	6,724,039	当期経常収益合計	7,149,565
経常利益	425,525		
特別損失	262,080	特別利益	138,900
原子力損害賠償費	151,117	原賠・廃炉等支援機構資金交付金	138,900
災害特別損失	110,963		
税金等調整前当期純利益	302,345		
法人税等	32,737		
法人税等	34,938		
法人税等調整額	△ 2,200		
当期純利益	269,607		
非支配株主に帰属する当期純利益	1,757		
親会社株主に帰属する当期純利益	267,850		

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
固定資産	7,529,123
電気事業固定資産	1,050,401
原子力発電設備	1,037,575
業務設備	12,754
貸付設備	71
附帯事業固定資産	2,167
事業外固定資産	60
固定資産仮勘定	1,382,733
建設仮勘定	962,628
除却仮勘定	28
原子力廃止関連仮勘定	89,693
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	330,382
核燃料	580,336
装荷核燃料	81,502
加工中等核燃料	498,834
投資その他の資産	4,513,423
長期投資	43,882
関係会社長期投資	3,093,492
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	603,532
廃炉等積立金	673,173
長期前払費用	50,188
前払年金費用	49,221
貸倒引当金 (貸方)	△ 67
流動資産	2,017,008
現金及び預金	1,050,234
売掛金	25,257
諸未収入金	74,308
貯蔵品	35,598
前払費用	938
関係会社短期債権	668,119
雑流動資産	165,623
貸倒引当金 (貸方)	△ 3,071
合 計	9,546,132

科 目	金 額
負債及び純資産の部	
固定負債	3,424,135
社債	240,000
長期借入金	51,190
リース債務	4,793
関係会社長期債務	412,690
退職給付引当金	83,220
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	11,277
特定原子力施設炉心等除去引当金	160,572
災害損失引当金	582,826
原子力損害賠償引当金	642,910
資産除去債務	1,079,680
繰延税金負債	331
雑固定負債	154,642
流動負債	3,962,634
1年以内に期限到来の固定負債	280,260
短期借入金	662,773
コマーシャル・ペーパー	20,000
買掛金	4,261
未払金	48,582
未払費用	365,596
未払税金	4,431
預り金	1,651
関係会社短期債務	2,573,625
諸前受金	362
災害損失引当金	283
雑流動負債	803
負債合計	7,386,769
株主資本	2,158,509
資本金	1,400,975
資本剰余金	743,591
資本準備金	743,555
その他資本剰余金	35
利益剰余金	21,661
利益準備金	169,108
その他利益剰余金	△ 147,446
特定災害防止準備金	190
別途積立金	1,076,000
繰越利益剰余金	△ 1,223,637
自己株式	△ 7,718
評価・換算差額等	852
その他有価証券評価差額金	852
純資産合計	2,159,362
合 計	9,546,132

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
費用の部	
営業費用	819,208
電気事業営業費用	816,708
原子力発電費	687,243
他社購入電力料	46
販売費	0
貸付設備費	0
一般管理費	112,113
原子力廃止関連仮勘定償却費	12,765
事業税	4,538
附帯事業営業費用	2,500
エネルギー設備サービス事業営業費用	1,347
コンサルティング事業営業費用	74
シェアオフィス事業営業費用	1,077
営業損失	(276,014)
営業外費用	45,510
財務費用	33,370
支払利息	33,319
株式交付費	0
社債発行費	50
事業外費用	12,139
固定資産売却損	69
雑損失	12,070
当期経常費用合計	864,719
当期経常損失	142,432
特別損失	262,080
災害特別損失	110,963
原子力損害賠償費	151,117
税引前当期純損失	265,612
法人税等	△ 103,065
法人税等	△ 103,065
当期純損失	162,546

科 目	金 額
収益の部	
営業収益	543,194
電気事業営業収益	541,062
他社販売電力料	242,677
賠償負担金相当収益	21,788
廃炉円滑化負担金相当収益	19,278
廃炉等負担金収益	124,269
電気事業雑収益	133,043
貸付設備収益	5
附帯事業営業収益	2,131
エネルギー設備サービス事業営業収益	1,161
コンサルティング事業営業収益	70
シェアオフィス事業営業収益	900
営業外収益	179,092
財務収益	178,072
受取配当金	163,975
受取利息	14,097
事業外収益	1,020
固定資産売却益	0
雑収益	1,019
当期経常収益合計	722,286
特別利益	138,900
原賠・廃炉等支援機構資金交付金	138,900

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春日 淳志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田 昌泰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前川 和之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 「連結貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、2023年8月24日よりA L P S処理水の放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当連結会計年度末においては、被害状況の全容を確認できないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。
また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年8月30日 法律第110号)に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当連結会計年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。
なお、係る原子力損害の賠償に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23年8月10日 法律第94号)に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。
- 「重要な会計上の見積りに関する注記 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金 (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報 □ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」に記載されているとおり、2024年3月28日に公表した廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。
- 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (7) 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報・福島第一原子力発電所1~4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1~4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容が含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

東京電力ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春日 淳志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田 昌泰
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前川 和之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京電力ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 「貸借対照表に関する注記 3. 保証債務等 (2) 偶発債務 原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり、2023年8月24日よりALP S処理水の放出を開始して以降、外国政府からの輸入停止措置等による損害が発生しているが、当事業年度末においては、被害状況の全容を確認できていないことなどから、損害賠償請求実績等の入手可能なデータにより合理的な算定が可能な金額を除き、その賠償額を合理的に見積もることができない。
また、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年8月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が、国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用のうち、当事業年度末で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく、費用負担の在り方について国と協議中である費用等については、合理的に見積もることができない。
なお、係る原子力損害の賠償に対し原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年8月10日 法律第94号）に基づき、申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。
- 「会計上の見積りに関する注記 1. 福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用又は損失に係る引当金 (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報 □ 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」に記載されているとおり、2024年3月28日に公表した廃炉中長期実行プランに基づく費用の見積り及び海外原子力発電所の事故における費用実績額に基づく概算額で計上している廃炉費用の見積りは変動する可能性がある。
- 「重要な会計方針に係る事項に関する注記 6. 原子力発電施設解体費の計上方法 追加情報 ・福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり、福島第一原子力発電所1～4号機の解体費用の見積りについては、被災状況の全容の把握が困難であることから、今後変動する可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定めるに際して、第四次総合特別事業計画や2023年度グループ経営計画に織り込まれている重要施策の進捗状況の確認とともに、福島第一原子力発電所廃炉への取り組み状況、福島復興への取り組み状況、柏崎刈羽原子力発電所の一連の不適切事案に対する改善措置計画及び原子力改革への取り組み状況、安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保、収益力と企業価値の向上に向けた取り組み状況等を監査の最重要項目と位置づけました。その上で、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び執行役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

東京電力ホールディングス株式会社

監査委員会

監査委員長 守 谷 誠 二
監 査 委 員 小 林 喜 光
監 査 委 員 大 西 正 一 郎
監 査 委 員 大 川 順 子
監 査 委 員 永 田 高 士

(注) 監査委員 小林喜光、大西正一郎、大川順子及び永田高士は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に定める社外取締役であります。

以 上

株主メモ

事業年度 4月1日から翌年の3月31日まで

定時株主総会 6月

公告方法 電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
ホームページ https://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/

株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
[連絡先]
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711 (通話料無料)
ホームページ <https://www.tr.mufg.jp/daikou/>
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

株主のみなさまへのお知らせ

定時株主総会決議ご通知につきましては、当社ホームページへの掲載のみとさせていただくこととしております。

「第100回定時株主総会決議ご通知」につきましては、紙面での閲覧をご希望される株主さまにはコピー版をお送りいたしますので、お手数ですが上記の株主名簿管理人までご連絡ください。

ホームページ <https://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html>

東京電力ホールディングス株式会社

ホームページ <https://www.tepco.co.jp/>

